

知財アレルギーへの レクイエム


the requiem for people with an allergy to intellectual property



Lesson 8 : 誤認惹起行為(2)


中川 淨宗

5. 第3の要件


 皆さんこんにちは。風薫る新緑の季節になりました。


知的財産の「永遠の吟遊詩人(!)」こと弁理士の中川淨宗です。

2015年3月号の本稿では、「不正競争防止法」が2条1項13号で「不正競争」として規制する「誤認惹起行為」について、この規定の趣旨およびこの行為が成立するための4つの要件のうち、2つまでをお話ししました。


 中川先生、確か、ボルドー産でないワインに「ボルドー産」と記載したラベルを貼り付けるような行為が、誤認惹起行為ですね。

第1の要件は、誤認させるような表示が「商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信」に行われることでした。


 さすがは「クラスーの知恵袋」ですな、知明さん。そして第2の要件は、「商品の原産地などについて誤認させるような表示」であるか、「役務の質などについて誤認させるような表示」であることでした。


 さすがは「社内一の笑い袋」ですな、法雄さん(プッ)。

それでは先生、まずは誤認惹起行為が成立するための残り2つの要件を教えてください。


 第3の要件は、「誤認させるような表示」であることです。


その表示が誤認惹起表示に該当するか否かは、その表示の内容、取引界における実情といったさまざまな事情を考慮したうえで、取引者や需要者に誤認させるおそれがあるかどうかといった観点から判断されます。


 そうすると誤認惹起行為に該当するには、誤認を生じさせるおそれがあれば十分なのであって、現実に誤認を引き起こすことまでは必要としないわけですね。


 ですからさっきの例でいえば、購入者が実際に「ボルドー産」であると誤認してワインを購入している必要まではないということですね。

購入者が「ボルドー産」であると誤認して購入してしまう心配があれば、誤認惹起行為に該当するわけです。


 そうすると、事実を直接的に誤認させる表示が誤認惹起表示になるのは当然として、事実を間接的にまたは暗示的に誤認させる表示も誤認惹起表示になり得るわけです。

 つまり、ボルドー産でないワインのラベルに「ボルドー産」と明確に記載する場合はもちろん、ボルドー地方の風景画を描いたような場合も誤認惹起表示に該当する可能性があるということですね。

 ところで先生、誤認惹起表示は、このようなボルドー産でないワインのラベルに「ボルドー産」と記載するといった虚偽、つまりウソの表示に限られるのでしょうか？

 いいえ知明さん、実は虚偽の表示には限りません。

その表示が虚偽を表示しているのか、それとも真実を表示しているのに関係なく、誤認惹起表示に該当し得ると考えられます。

 例えば、こういうことですね！鹿児島県の沖永良部島の西部に知名町という場所があります。

もし知名町で作った商品に「Made in China」と表示しても、虚偽ではなく、真実、つまりホントの表示です。

しかし、このような表示は、需要者などに「中国産」であると誤認させる可能性が極めて高いので、誤認惹起表示に該当するということですな。



逆に先生、虚偽を表示していれば絶対に誤認惹起表示として取り扱われるのでしょうか？

というのは以前、大ファンの戦隊映画「月影戦隊ムーンファイター」のヒーローショーを観に行っただけです。

そしたら、そのヒーローショーで買ってきた「ムーンファイター」のヘアピンに「Made in Moon」と記載されていました。このような表示も誤認惹起表示に該当するのでしょうか？



いいえ知名さん、そのような表示はいわば冗談にすぎません。

つまり、その表示が仮に虚偽だったとしても、取引者または需要者にとって虚偽であることが明らかであって、誰も真実として受け取るおそれがなければ、それは誤認惹起表示には該当しないのです。



へ、ヘアピンなんか月で作っているわけじゃないですか。

地球で作ったヘアピンに「Made in Moon」は、確かに虚偽の表示です。

でもまさか、月で作ったヘアピンなんて信じる人はいるはずありませんもんね（ちょっとションボリ）。



おやおや〜。しっかり者の知名さんにも意外とカワイイところがあるんですね。

最後に先生、例えばボルドー産ワインにチリ産ワインをブレンドしたワインのラベルに、「ボルドー産」としか表示しないとといった場合はどのような取り扱いになりますか？



まず、ラベルに記載するなどの積極的に誤認惹起表示を行うことが規制されるのは当然です。

しかし、ラベルに記載しないなどの消極的に誤認惹起表示を行うことも規制される場合があります。



(気を取り直してと)つまり、「チリ産」のワインがブレンドされている事実を表示しないことで、「ボルドー産」ワイン100%であると需要者などに誤認させてしまうわけですね。

6. 第4の要件♪



さて、いよいよ最後の第4の要件は、これまで説明してきた誤認させるような「表示をし、又はその表示をした商品を譲渡などし、若しくはその表示をして役務を提供する行為」を行うことです。



「表示をし」と規定されていますから、ボルドー産でないワインに「ボルドー産」と記載したラベルを貼り付けた時点で、実際はまだ販売などしていなくても、誤認惹起行為に当たるといことになりますな。



そして、そのようなワインを販売したり（譲渡）、倉庫に預けたり（引き渡し）、ショーウィンドーに飾ったり（展示）、日本国外へと運び出したり（輸出）、逆に日本国内に運び入れる（輸入）行為も、もちろん誤認惹起行為として規制されます。



それに誤認惹起行為でいうところの商品にはソフトウェアなどの電子情報財も含まれます。

ですから、1000種類のウイルスにしか対応していないウイルス対策ソフトに「1万種類のウイルスに対応！」と表示して、インターネットで送信する（電気通信回線を通じて提供）行為も、誤認惹起行為に該当します。



最後に「表示をして役務を提供する」とは、例えばエステティックサロンがそんな効果は全然ないのに、エステのメニューに「夏までに絶対5kg痩せるコース！」などと記載して全身美容のサービスを提供する場合は該当するでしょう。




クッ、夏も近いのに女の子の気持ちを踏みにじって、そんな行為は絶対に許せませんよ！

7. 不当広告行為♪




さらに、他人の商品などに便乗して自分の商品などが非常に優れていると誤認させるような「不当広告行為」も、誤認惹起行為に該当する場合があります。


 不当広告行為には、およそ3つの行為がありますね。まず「寄生的広告行為」です。

例えば、X社の冷蔵庫が優れた節電効果を発揮することで消費者にとっても人気があるとしましょう。

それに便乗したY社が、あまり節電効果のない自社の冷蔵庫について「X社の冷蔵庫と同じくらいの節電効果！」といった広告をする場合です。


 ナルホド、それと「比較広告行為」なんてのもありますな。

今の知明さんの例でいうと、Y社が自社の冷蔵庫について「X社の冷蔵庫よりも節電効果UP！」などとする広告を行うことです。

 そして法雄さん、「おとり広告行為」というものもあります。


例えば、家電量販店ZがさっきのX社の冷蔵庫を10台しか入荷できなかったのに、「X社の冷蔵庫を大量入荷！」といった広告をしたとします。

そうやってZの店舗に客を引き寄せ、節電効果がなくてあまり売れないY社の冷蔵庫を来店客に売りつけるような行為ですね。


 いやあ、不当広告行為には私も苦い思い出がありますよ。


「カワイイ女の子がいっぱい！」という看板につられて店に入ったら、女の子なんて全然なくて、ずっと1人で酒を飲んでいたことがあるんです。そんな看板は撤去させたいですな！

8. 誤認惹起行為に対する制裁


 確かに誤認惹起行為を含む不正競争は、差止請求（3条）や損害賠償請求（4条）などの対象です。

しかし法雄さん、不正競争防止法に基づく権利行使の主体は「営業上の利益」を侵害された者などに限定されている点に注意してください。


 つまり「公正な競争秩序」の確保という不正競争防止法の目的からすれば、その権利行使の主体も、会社などの競争事業者に限定せざるを得ないということですね。


 う～ん、そうすると私たち消費者や消費者団体は、この法律では権利行使できないわけですね。


しかし先生、不正競争の中でも特に誤認惹起行為は、私たち消費者にも被害を及ぼす可能性の高い行為ですから、とりわけ規制する必要があるように思います（私もさっきの店の看板に何度ダマされたことやら……）。


 ですから不正競争防止法は、公益保護の観点から、不正の目的をもって誤認惹起行為を行った者に対し、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはその両方の「刑罰」を科す旨を規定しているのです（21条2項1号）。

ここで「不正の目的」とは、「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的」のことをいいます（19条1項2号かっ書）。


 そうすると、もうけようとして、あるいはボルドー地方のワイン生産者に損害を与えようとして、ボルドー産でないワインに「ボルドー産」と記載したラベルを貼り付けると、刑罰の対象になりますね。

 さらに、虚偽の表示をした者は、公正な競争秩序を破壊する極めて悪質な行為ですから、たとえ不正の目的がなくても、先ほどと同様の刑罰が科されます（21条2項5号）。

 そうすると、さっきのボルドー産でないワインに「ボルドー産」という虚偽の表示を記載したラベルを貼り付けた者は、たとえその不正の目的を立証できなくても、刑罰の対象になるわけですね。


 最後に先生、例えばP社の従業員AがP社の業務に関して誤認惹起行為を行った場合、P社とAはどのように取り扱われますか？


この場合、Aは実際に誤認惹起行為を行っているため刑罰の対象になるのは当然ですが、P社にもAが誤認惹起行為をしないように監督したり注意したりする義務があると思います。


 そこで不正競争防止法は、「両罰規定」および「法人重課」の規定を設けているのです（22条）。

したがって、今の例でいえば、Aには5年以下の懲役などの刑罰が科されるとともに、P社には3億円以下の罰金刑が科されることになりますね。


9. 適用除外

 ところで先生、誤認惹起行為に該当すれば、常にこのような差止請求などの権利行使や刑罰の対象になってしまうのでしょうか？


 いいえ知明さん、形式的には誤認惹起行為に該当しても、「商品若しくは営業の普通名称」あるいは「商品若しくは営業について慣用されている商品等表示」を普通に用いられる方法で使用する行為などは、権利行使などの対象にしないとする「適用除外」があります（19条1項1号）。


 つまり、例外があるのですね。確か「普通名称」とは、その商品または営業を指し示すものとして一般的に使用されている表示のことです。

例えば、「サツマイモ」に対する「サツマイモ」が普通名称に該当します。


 ナルホド、「サツマイモ」の「薩摩」とは、現在の鹿児島県の西部を示す昔の国名です。

だから、鹿児島県産以外の「サツマイモ」に「サツマイモ」と表示すると、形の上では誤認惹起行為に該当するかもしれませんが、権利行使などの対象にはならないということですな。


 また「慣用されている商品等表示」とは、このような普通名称とまではいえないけれど、その商品を取引する人たちの間では、一般に長い間、自由に使用されてきた表示のことをいいます。

 例えば、蒸した餅米粉を練り上げながら水あめなどを加えて作る「羽二重餅」という福井市名物のおいしい餅菓子があるんです。


このような餅菓子に対する「羽二重餅」が、慣用されている商品等表示に該当しますね（もう、お腹ペコペコ）。

 おやおや～。夏も近いんだから、甘い物もほどほどにしたほうがいいですよ、知明さん。

話を戻すと、福井市以外で作られた羽二重餅に「羽二重餅」と表示すると、形の上では誤認惹起行為に該当するかもしれませんが、権利行使などの対象にはならないということですな。


 しかし、「ブドウ」を原材料とする物の原産地の名称は、マドリッド協定4条に基づいて、たとえ普通名称であっても、適用除外の対象とはされていない点に注意してください（19条1項1号かつこ書）。


ここで、ブドウを原材料とする物とは、ワインやブランデーといった酒類の他、干しぶどうなども含まれます。

 先生、酒の話だったら任せてくださいよ。例えば、「シャンパン」は、発泡性のワインを示す普通名称であるとも考えられます。


しかし、フランスのシャンパーニュ地方以外で作られる発泡性のワインに「シャンパン」と表示すると、それは権利行使や刑罰の対象になってしまうということですな。

10. おわりに


 ふ～ん。誤認惹起行為のような私たちににとって身近な問題にも、不正競争防止法をはじめとする知的財産法が関わってくるんですね。

 そのとおりです。誤認惹起行為は、不正競争防止法が規制する行為の中で、最も「公益侵害」という側面の強い行為でしょう。

今後、小売店やレストランでの偽装表示など誤認惹起行為をめぐる事件をニュースなどで聞いた際は、ぜひ今回の内容を思い出してください。

 商品の原産地などをごまかすアンフェアな競争をしっかりと規制するため、不正競争防止法にはもっと頑張ってもらいたいですな！

オット、そろそろ開店時間だ。「カワイイ女の子がホントにいっぱい！」という看板の出ている店があったので、今日はそこに寄って帰ります。

 （ハア）法雄さん、もし女の子が全然いなくても、消費者は不正競争防止法上の権利行使ができないので、注意してくださいね。

中川 淨宗 (Kiyomune Nakagawa)

中川特許事務所 所長/弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を開設。知的財産の実務に携わりながら、専修大学および東海大学の講師も務める。名人芸を披露するサラサーテの「ツイゴイネルワイゼン」を聴くと、ヴァイオリンも格好いいから習っておけばよかったなと少し思う。

〒231-0006 神奈川県横浜市中区南仲通3-35 横浜エクセレントⅢ Tel.045-651-0236
URL : <http://www.ipagent.jp/index.html>
E-mail : customer@ipagent.jp